

Ⅱ 上尾市人権教育推進基本方針と考え方

1 上尾市人権教育推進基本方針

【 ～一人一人の個性と文化を尊重し、多様性を認め合う豊かな心を育む～ 】

(1) 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

- ア 人権尊重の理念についての理解促進
- イ 人権問題の正しい理解促進
- ウ 主体的な取組の推進
- エ 学習環境の整備

(2) 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

- ア 生涯学習の視点に立った学習の充実
- イ 家庭教育の充実
- ウ 地域に根ざした人権教育の充実
- エ 学校、家庭、地域社会相互の連携・協働

(3) 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る。

- ア 学習者の主体的な参加を促す参加体験型学習の実施
- イ 「人権感覚育成プログラム（注19）」の活用
- ウ 実践力の育成

(4) 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を育む人権教育を推進する。

- ア 共生社会の理解促進
- イ 多様性を尊重する態度の育成
- ウ 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上
- エ 望ましい人間関係の構築
- オ 社会参加への促進

2 基本方針の考え方

1 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

ア 人権尊重の理念についての理解促進

- ・一人一人をかけがえのない存在として大切にする。その上で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権尊重の理念についての理解を図る。
- ・あらゆる場を通じて人権教育を行い、機会の平等が保障され、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

イ 人権問題の正しい理解促進

- ・憲法、国際人権規約等における人権の概念及び人権が持つ価値についての理解を図る。
- ・より身近な事例に基づき、様々な人権問題についての理解を図る。

ウ 主体的な取組の推進

- ・一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- ・自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を推進する。

エ 学習環境の整備

- ・学習者の興味や関心、実態等に応じた弾力的な学習計画を作成する。
- ・学習者の人権を尊重するという視点に立って、学習環境の整備とその充実に努める。
- ・地域の実態に応じた多様な学習や交流事業の実施、教材の作成等を推進する。

2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

ア 生涯学習の視点に立った学習の充実

- ・誰一人取り残されることなく、生涯にわたり必要な学習ができるよう、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図る。
- ・学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成するとともに、ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育を行う。

イ 家庭教育の充実

- ・家族や親子の触れ合い、家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。
- ・子供の権利の保障や人権の尊重についての理解を図る。

ウ 地域に根ざした人権教育の充実

- ・地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や、参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図る。
- ・学習の成果を地域での活動に生かすような工夫や、学びの場を通じた住民相互のつながりづくり・地域づくりを意識して取り組む。

エ 学校、家庭、地域社会相互の連携・協働

- ・地域の実態等に応じて、学校、家庭、地域社会が、互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り人権教育に取り組む。
- ・人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとして取り組む。

3 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る。

ア 学習者の主体的な参加を促す参加体験型学習の実施

- ・体験活動や参加体験型の活動の中で、学習者が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くよう学習機会の充実を図る。
- ・人格が形成される早い時期から、人権感覚の育成を図る。
- ・学習者の実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

イ 「人権感覚育成プログラム（注19）」の活用

- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、学習者が自らの課題の発見と解決に向けて、主体的・対話的に学ぶ学習活動の充実を図り、豊かな人権感覚を育成する。
- ・人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊重・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を意識し、学習者の実態に応じて計画的、系統的にプログラムを実施する。

ウ 実践力の育成

- ・知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させるとともに、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成する。

4 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を育む人権教育を推進する。

ア 共生社会の理解促進

- ・共生社会実現のためには、互いの人権を尊重し合うことが大切であるというこ
との理解を図る。
- ・自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚
を促すとともに、自ら選択した行動の結果には、社会的な責任が伴うことにつ
いての理解を図る。

イ 多様性を尊重する態度の育成

- ・人々の文化、生き方、価値観などには多様性があることについての理解を図る。
- ・互いの違いを認め、それを尊重しつつ共に生きようとする心や態度を育てる。

ウ 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上

- ・自他の人権についての正しい理解と、その権利の保障に関して意見を表明する
ことの重要性の理解を図る。
- ・自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を図
る。

エ 望ましい人間関係の構築

- ・自分の気持ちや考えを様々な場面等で具体的な態度や行動を用いて率直、誠実
かつ適切に他者に伝えることの大切さについての理解を図る。
- ・他者の気持ちや考えを共感しながら受け止め、その立場や心情を踏まえ、積極
的に人間関係を築き協力して物事に取り組もうとする心や態度を育てる。

オ 社会参加への促進

- ・よりよい社会の実現を目指し、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参
画しようとする心や態度を育てるとともに、その機会の充実を図る。